

京都市告示第 379号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成16年12月17日

京都市長 榎本頼兼

名 称	位 置	区 域	供 用 開 始 の 期 日
栂辻中在家 公 園	山科区栂辻中在家町	山科区栂辻中在家町 28番428	平成16年12月18日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)